

人権問題
研修講座

「無関心でいられても無関係でいられない人権・部落問題」

講師：公益財団法人反差別・人権研究所みえ 事務局長 松村 元樹さん

6月14日、ハーティーセンター秦荘で、「令和4年度人権問題研修講座(第1回)」を開催しました。開会にあたり、愛荘町人権教育推進協議会の小杉 善範 会長の挨拶で、愛荘町人権教育推進協議会の活動スローガン「学び・気づき・そして実践へ」の必要性を再確認され、「学び・気づき」も日々大切ですが、これからは、「実践に繋げる」ことの重要性を印象深く語られました。

講師には、公益財団法人反差別・人権研究所みえ 事務局長 松村 元樹さんをお招きし、『無関心でいられても無関係でいられない人権・部落問題』を演題に、「今日の混沌とした社会不安の多い日々では、人権課題が増加の傾向にある」「ネット社会の悪影響の現実」など、具体的な社会の現実を踏まえ、分かりやすくお話いただきました。先生のお話から一部紹介します。

「今日のネット社会等で一人の心無い誹謗中傷や差別言動が配信されると、一気に拡散増大する社会的構造」から、被差別部落が写真入りでネット配信される厳しい差別の現実や、ネット投稿の特徴として、①利権・優遇・逆差別などの現代的レイシズム(レイシズムとは、人種間に根本的な優劣の差異があり、優等人種が劣等人種を支配するのは当然であるという思想)、②善意と悪意が混同する寝た子を起こすな論、③差別をネタに金儲け論、④差別が無くなると困る人たち論、⑤当事者責任論、⑥部落分散論、⑦不当な一般化論、⑧あからさまな差別意識と偏見、⑨肯定的・反差別投稿などが挙げられます。多数派優位の中で創られたネット社会の構造は、扱い方も含め、マイノリティ(社会的に少数派と位置付けられる人々)にとっては、ネットで負の課題の方が多く、投稿後のネット内容の削除も難しいのが現状です。

また、障がい者雇用、女性登用、外国人労働者雇用、LGBTQの支援等は、障がい者の問題、女性の問題、外国人労働者の問題、LGBTQの人々の問題でなく、その人たちを取り巻く周りの人々の問題であることを間違ってはなりません。法律を創る・決める人々や企業や地域での対応、家族の意識の問題は勿論ですが、無関心・無関係ではいられない一番身近な自分を問われる問題です。

無関心でいられても
無関係でいられない人権・部落問題

講師 松村 元樹さん

人権問題
研修講座

ネット特性の悪影響

差別やヘイト等
いつでも、どこでも拡散増大する可能性がある
匿名性
知見・知見上のつながりを生んでいる
匿名性で誰か知らない顔顔が発生し続けている
差別やヘイト、偏見が蔓延している
マイノリティが傷つけられ続け、差別や偏見の連鎖が生まれる可能性

松村 元樹さん

【参加者の感想より】

- ・普段何の気なしに考えていることが、偏見や差別に繋がっていることはよく理解出来ました。「偏見や差別心は誰もが持っている」という講師の言葉は自分の心に突き刺さりました。日々の自分を見つめることの大切さを学びました。
- ・法律が出来たから、誰かが声を上げたから解決する問題ではなく、国民一人ひとりの意識が、地域の風土となり、解決の糸口が見つかるのではと感じました。
- ・今日のコロナ問題を考えると、「社会不安が人々のストレスを生み、差別的な社会構造が生まれる」という言葉がとても強く印象に残りました。
- ・同和問題や障がい者問題、女性問題等、生まれる所や条件は自分で選ぶことはできないし、生まれたときからそのスタートラインが違うこと、私たちは優位な出発をしているという講師の言葉に深く考えさせられました。
- ・私は普段、差別的な言葉に気を付けてきたつもりであるが、まだまだ、何の気なしに使用する言葉に差別性が多々あることに気づかされました。
- ・講師の家庭・地域・職場の「当たり前(常識)」を見直す」という言葉で、差別が見えてくることがあることを自覚しました。前向きに考えてみます。

令和4年6月22日(水)19時15分からハーティーセンター秦荘 大ホールで「第2回 人権問題研修講座」を開催しました。

演題：「周りにいる大切な人を守るために」

講師：一般社団法人 全国自死遺族連絡会 代表理事 田中 幸子 さん

内容：周りにいる大切な人を守るため、差別や偏見などから自死につながらないための考え方や予防策等について。詳細は次号で紹介します。

『社会教育委員』を委嘱しました

皆さん、「社会教育委員」をご存じですか？

まず、「社会教育」とは、教育のうち、学校または家庭において行われる教育を除き、広く社会において行われる教育のことです。

社会教育委員は、住民の声を社会教育行政に反映させるため、教育委員会が委嘱しています。県および19市町すべての自治体に設置されており、任期は2年と定められています。

また、公民館における各種事業の企画実施を調査協議する、公民館運営協議会の委員も兼務しています。

この社会教育委員について、4月1日付で10名を教育委員会が委嘱しました。

本町のこれからの生涯学習のあり方や、「学校教育」「家庭教育」「社会教育」の連携の構築など、本町の教育の向上に尽力いただきます。

【任期】令和4年4月1日～令和6年3月31日(2年間)

【職務内容】※社会教育法第17条に規定

- ・社会教育の諸計画を立案すること
- ・教育委員会の諮問に対して、会議を開き意見を述べること
- ・職務を行うために必要な研究調査を行うこと

社会教育委員名	所 属 等
八木佐登留	校園長会代表(学校教育の関係者)
○ 大辻登代子	主任児童委員(家庭教育の向上に資する活動を行う者)
◎ 北川知栄子	識見を有する者(学識経験を有する者)
北村 司朗	識見を有する者(学識経験を有する者)
北村由合美	ボランティア読み聞かせサークル(家庭教育の向上に資する活動を行う者)
坂本美智子	識見を有する者(学識経験を有する者)
西川 裕治	識見を有する者(学識経験を有する者)
灰谷 温子	識見を有する者(学識経験を有する者)
森 嘉津夫	スポーツ団体代表(社会教育の関係者)
国本すみえ	教育国際指導員(学識経験を有する者)

※◎は代表、○は副代表の意

(敬称略・順不動)

▲昨年度の「あいしょう学びの広場」の様子。これからの社会教育のあり方について協議していきます

▲社会教育委員会議の様子。年間4～5回会議を開催し、協議検討しています

問 生涯学習課(秦荘庁舎) ☎0749-37-8055

No.56

環境さわやか通信

野焼きはやめましょう！

野焼き(野外焼却)の禁止

廃棄物の野外焼却、いわゆる野焼きは「廃棄物の処理および清掃に関する法律」や「やすらぎをおぼえる愛荘町の環境保全条例」において、一部の例外を除き禁止されています。法律に違反すると5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金(またはその両方)が処せられるとともに、法人の場合は3億円以下の罰金に処せられることが定められています。

また、焼却炉を使用した廃棄物(ごみ)の焼却であっても「一定の構造基準」を満たしていない場合は使用できません。

野焼き(屋外焼却)禁止の例外

野焼き禁止の例外として次のものがあります。

- ・国または地方自治体とその施設の管理を行うため必要な廃棄物の焼却
- ・震災、風水害、火災、凍霜害その他災害の予防・応急対策または復旧のために必要な廃棄物の焼却
- ・風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- ・農業・林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
- ・焚き火その他日常生活の焼却であって軽微なもの

※ただし、例外に該当する場合でもむやみに焼却してよいものではなく、周辺住民などからの苦情が生じる場合は例外とならない場合があります。

軽微な焼却だと思っても、煙、すす、悪臭などにより周辺住民に迷惑をかけるばかりでなく、ダイオキシン類などの有害物質を発生させ、人体の健康や生活環境に支障をきたすことがあります。また、火災の原因にもなりますので、ごみは定められた方法で適正に処理しましょう。

問 くらし安全環境課(愛知川庁舎) ☎0749-42-7699